

# 埼玉県マスコット着ぐるみ使用規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県のマスコット「コバトン」及び「さいたまっち」の着ぐるみ並びに当該着ぐるみの付属物（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (使用承認申請)

第2条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、貸出を希望する別表に記載する着ぐるみ管理者（以下「許可者」という）に提出し、その許可を受けなければならない。

## (貸与の許可)

第3条 許可者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- 一 埼玉県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
  - 二 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
  - 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
  - 五 その他、許可者が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。
- 2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

## (使用上の遵守事項)

第4条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された用途のみに使用すること。
- 二 使用期間を遵守すること。
- 三 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- 四 その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

## (貸与許可の取消)

第5条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、許可者はその責めを負わない。

(原状復帰)

第6条 着ぐるみを汚損した場合は、被許可者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、許可者が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第7条 着ぐるみの使用により、被許可者が被った被害に対しては、許可者は一切その責めを負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、許可者が別に定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成26年8月1日より施行する。

附則

この規定は、平成26年9月17日より施行する。

附則

この規定は、平成28年3月17日より施行する。

附則

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この規定は、令和3年4月20日より施行する。

別表（第2条関係）

|                   |
|-------------------|
| 着ぐるみ管理者           |
| 埼玉県県民生活部県民広聴課長    |
| 埼玉県南部地域振興センター所長   |
| 埼玉県南西部地域振興センター所長  |
| 埼玉県東部地域振興センター所長   |
| 埼玉県県央地域振興センター所長   |
| 埼玉県川越比企地域振興センター所長 |
| 埼玉県西部地域振興センター所長   |
| 埼玉県利根地域振興センター所長   |
| 埼玉県北部地域振興センター所長   |
| 埼玉県秩父地域振興センター所長   |